

製品事故における製造業者等の抗弁事由

1 製造業者等の抗弁事由

製造物責任法3条の要件が全部満たされる場合、製造業者等は、抗弁となる事実を主張・立証できない限り、損害賠償責任を負うことになります。そこで今回は、製造業者等が訴訟において抗弁として主張・立証すべき事由について説明します。

2 免責事由（法4条）

第四条 前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。

一 当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によつては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかつたこと。

二 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行つた設計に関する指示に従つたことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

（1）法4条1号（開発危険の抗弁）

引渡し当時の科学・技術の水準では発見することが不可能な危険を「開発危険」といい、製造業者等は、問題となる欠陥が開発危険に当たることを立証して損害賠償責任を免れることができます。

ここでいう「引き渡した時における科学又は技術に関する知見」については、①特定業界における最高水準の知見とする説、②世界最高水準の知見とする説、③入手可能な世界最高水準の知見とする説があり、③が立法担当者の見解です（経済企画庁国民生活局消費行政第一課「逐条解説製造物責任法」109頁、1994年、商事法務研究会）。

この知見は、科学的に異論なく証明されたり、特定分野で定説とされていることまでは必要ありませんが、特定の科学・技術分野で認知される程度に確立されたものであることが必要とされています（升田純「詳解製造物責任法」898頁、1997年、商事法務研究会）。「入手可能」かどうかは、当該製造業者等の能力には左右されず、公表された知見である限りほとんどが入手可能と判断されます。

このように、開発危険の抗弁の要件は厳格であり、最先端の科学・技術が問題になる製品でなけ

れば「社会に流通している多くの製品についてはその適用が問題になる余地がない」といわれています（升田・前掲書902頁）。

（2）法4条2号（部品・原材料製造業者の抗弁）

典型的には、下請業者が元請業者の設計に従つて部品を提供したところ、当該部品に欠陥があったために完成品が事故を起こしたというケースが想定されています。当該欠陥の原因が専ら元請業者の設計にある場合、下請業者の製造物責任を否定するために設けられた規定で、「設計指示の抗弁」ともいわれます。

本号の指示は「設計に関する」指示でなければならず、例えば元請業者による納期や価格等の無理な設定は、それが欠陥の原因であるとしても本号の免責事由にはあたりません。

「専ら」の要件は、指示に従つたことが欠陥の主たる原因であれば足り、そののみが原因であることを要しません。元請業者との関係や製造能力、設計能力等、当該製造業者等の置かれた諸般の状況から寄与の強弱を判断します（升田・前掲書922頁、通商産業省産業政策局消費経済課「製造物責任法の解説」160頁、1994年、通商産業調査会）。

「過失がないこと」が要件とされているのは、過失がある場合には一般不法行為が成立するので、そのような場合にまで免責するのは不合理であるとの考慮によるものです。

実際には、完成品製造業者が損害賠償請求訴訟の被告となることが多いので、部品・原材料製造業者の抗弁が正面から問題となるケースは意外と少ないようです。元請業者が下請業者の製造物責任を問う場合なども想定されますが、例えば元請業者がユーザーに賠償後、下請業者に対して求償権を行使したり、契約法ないし不法行為法上の責任を問う場合には、本条は適用されません。その場合、過失相殺や信義則の問題になるともいわれますが（升田・前掲書926頁）、この規定による免責は、そもそも部品・原材料製造業者の無過失が前提ですので、瑕疵担保の場合を除けば理論上は過失自体が否定されることになるでしょう。

3 期間の制限（法5条）

第五条 第三条に規定する損害賠償の請求権は、

被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したときも、同様とする。

2 前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

(1) 法5条1項前段(消滅時効)

消滅時効については、民法724条に合わせて損害及び賠償義務者(加害者ではない)を知ったときから3年とされています。

(2) 法5条1項後段(除斥期間)

除斥期間は、引渡しから10年とされています。民法724条の規定は不法行為のときから20年ですが、本法では、製造物の平均的耐用期間や検査記録の保存期間、諸外国の立法例を考慮して、引渡しから10年とされました(経企庁・前掲書121頁)。

(3) 法5条2項(除斥期間の起算点の特則)

化学物質、金属、病原体による健康被害を想定した規定です。「損害が生じた時」とは損害が顕在化した時点であり、症状が進行してより重い症状が生じた場合は、重い症状が顕れた時点をいうものと解されます(経企庁・前掲書122~124頁)。

4 民法の適用(法6条)

第六条 製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による。

(1) 過失相殺(民法722条)

過失相殺は、加害者側に全面的に損害賠償責任を負わせることが公平でない事情がある場合に賠償額を減額する制度です。

ここいう「過失」は民法709条にいう「過失」とは異なる概念で、広く「加害者側の不注意」を含むものと解されています。典型的には、被害者の誤使用が想定されます。被害者の誤使用は、欠陥及び因果関係の認定においても考慮されますが、

誤使用を考慮してもなお欠陥・因果関係があると認められる場合に過失相殺が問題になります。

(2) 免責特約

免責特約は一般に有効ですが、契約外の第三者を拘束しないこと、対消費者の免責・責任制限特約は無効となる場合が多いこと(消費者契約法8条1項, 10条)、事業者間の取引でも故意行為の免責等は民法90条により無効となる場合があることなどが特に重要です。

(3) 不可抗力

地震、落雷、洪水等、災害による影響を受けた事故の場合、不可抗力による免責の可否が問題となりますが、本法が適用される事案では、この点は欠陥ないし因果関係の判断において考慮されるものと思われます。

(4) 責任無能力(民法712条, 713条)

製造業者等は、自らが責任無能力であることを立証して責任を免れることができるのでしょうか。企業である製造業者等が責任無能力ということはほとんどありませんが、理論上は製造物責任の性質に関わる重要な論点を提供します。

①いわゆる伝統的通説は、故意・過失を行為者の心理状態と理解し、そのような心理状態に至ったことについて過失責任を問うためには、一定の判断能力=責任能力が必要であるとします(加藤一郎「不法行為法(増補版)」140頁, 1974年, 有斐閣)。つまり、責任能力は過失責任の前提であり、危険責任、報償責任、信頼責任を帰責根拠とする製造物責任については、責任無能力は直ちに免責の根拠とはなりません。これに対し、②近年は、責任無能力の規定を過失責任とは無関係の政策的な行為者保護規定と理解する見解も有力です(塩見佳男「民事責任における責任能力と過失」阪大法学149・150号263頁によれば、こちらが通説)。この見解によると、過失責任を前提としない本法の責任についても、政策的に責任無能力者を免責する余地が大きくなります。立法担当者の解説書は、①の見解を採用しています(升田・前掲書1003頁)。

弁護士 馬場 陽
(愛知県弁護士会所属)